



韓国の芸術政策における 芸術家福祉の意味と役割



韓国芸術家福祉財団 チョン・チョル



芸術家福祉政策 実施の背景



芸術家関連政策の変遷

法律と制度を中心に

1970年

芸術家ではなく芸術作品の支援にフォーカス

- (1972) 文化芸術振興法の制定

1980年
~
2000年

文化芸術界が自発的に芸術家の福祉改善に尽力

- (1980) ユネスコによる芸術家の地位に関する勧告
- (1990) 文化部新設
- (2005) 文化芸術教育振興法制定

2011年

芸術家福祉法制定

2012年
以降

芸術家福祉政策本格化

- (2012) 芸術家福祉財団
- (2013) 文化基本法制定
- (2021) 芸術家権利保障法制定

.....

芸術家福祉政策実施の背景

.....

芸術家とは誰なのか？

.....

芸術人

芸術家



ARTIST

芸術家福祉政策実施の背景

韓国の芸術家の地位

著作者、発明家、科学技術者と芸術家の権利は法によって保護される。

- 大韓民国憲法（第22条）

芸術を最も完璧かつ広範に定義すると、

それは生活の必要不可欠な要素であり、また一部でなくてはならず

よって国は芸術表現の自由を醸成する雰囲気のみには留まらず

このような創造的才能を表出できるようにする物質的な基盤も造成し

持続可能となるよう支援しなくてはならない。

- ユネスコ「芸術家の地位に関する勧告(1980)」より

芸術家福祉政策実施の背景

芸術家の定義

芸術家の地位に関する勧告（ユネスコ）	芸術家福祉法	芸術家権利保障法
<ul style="list-style-type: none">• 芸術作品を創作したり独創的に表現したり、またはこれを再創作する人• <u>自身の芸術的な創作を自身の生活の本質的な部分として考えている人</u>• このような方法で芸術と文化の発展に寄与する人• 雇われている、または何らかの協会と関連があるかどうかにかかわらず、芸術家として認めることができる、または認められることを望む全ての人	<p>芸術活動を生業とし、国を文化的、社会的、経済的、政治的に豊かにすることに貢献する人</p> <p>+</p> <p>文化芸術分野において、大統領令の定めに基づいて創作・実演・技術支援などの活動を証明できる人</p>	<p>+</p> <p>芸術活動を生業とするために<u>大統領令</u>の定めに基づいて教育や訓練を受けたか、もしくは受けている人</p>

芸術家福祉政策実施の背景

韓国の芸術家の地位



“死亡保険金の算定は「都市部の日雇い賃金」を基準にしなければならず稼働年齢上限も肉体労働者のそれに準じた60歳にしないといけない”

— 交通事故で死亡した彫刻家ク・ボンジュ(1967～2003)の遺族に対する保険会社の控訴理由

“週に1回でいいから肉を食わせてくれ。どんぐりは嫌だ”

— インディーズ・ミュージシャン、月夜の妖精逆転満塁ホームラン(イ・ジンウォン、1973～2010)の歌「どんぐり」より

“お米かキムチをもう少しいただけませんか…”

— シナリオ作家チェ・ゴウン(1979～2011)さんが残したメモより

芸術家福祉政策実施の背景

芸術家福祉法の制定まで

政策 段階



- ▶ 法律制定以前の段階
 - ノ・ムヒョン政権：「芸術現場のための重点推進課題」発表
 - イ・ミョンバク政権：（仮）芸術家共済会設立が国政課題として採択

制定 経過

- ▶ 議員立法形式で芸術家福祉法制定を推進
 - チョン・ビョングク議員（2009）、ソ・ガプス議員（2009）等により芸術家福祉法を発議
 - 法体系及び財政問題に関する否定的な意見により前進せず

制定と 施行



- ▶ 2011年2月、作家のチェ・ゴウンさん死亡以降
 - チョン・ビョンホン議員、チェ・ジョンウォン議員法案発議で計4つの法案を提出
 - 芸術家福祉法制定と施行
 - 2011.10.28 国会本会議通過
 - 2011.11.17 公布
 - 2012.11.18 施行
 - 2012.11.19 韓国芸術家福祉財団設立



芸術家福祉政策実施の背景

韓国の芸術家の地位（2012年以前）

4大社会保険：社会的危機に備えるために国民の健康と所得を保障する社会保障制度

労働者

事業主 50% 本人 50%

事業主 50% 本人 50%

事業主 100%

事業主 50% 本人 50%

社会保障制度

健康保険
(+長期療養保険)

国民年金

労災保険

雇用保険

芸術家(フリーランス)

本人 100%(地域加入)

本人 100% OR 未加入

~~加入不可~~

~~加入不可~~

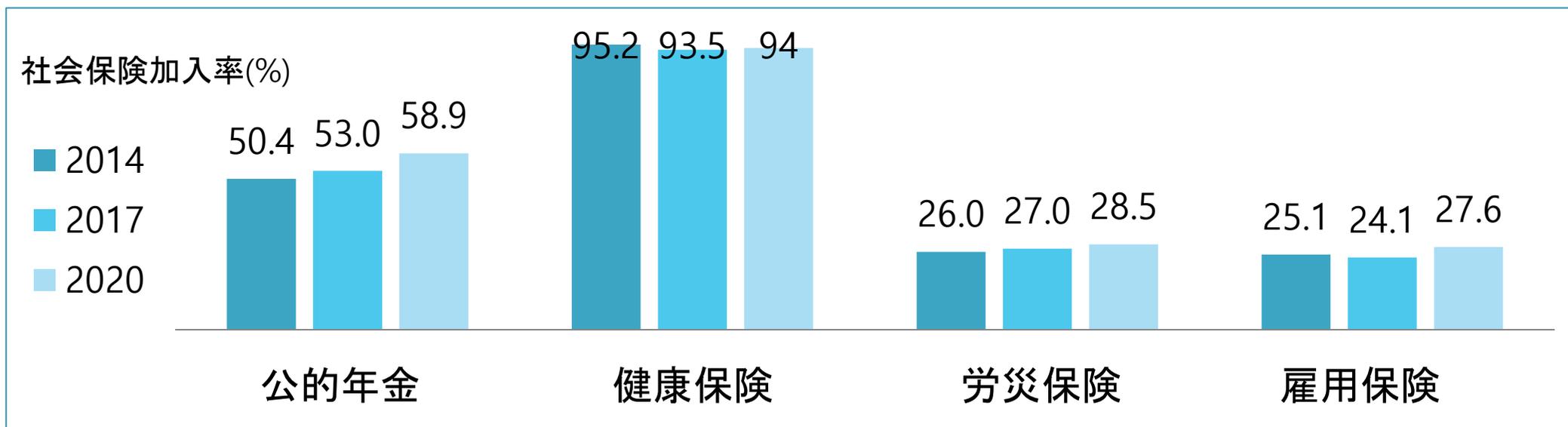
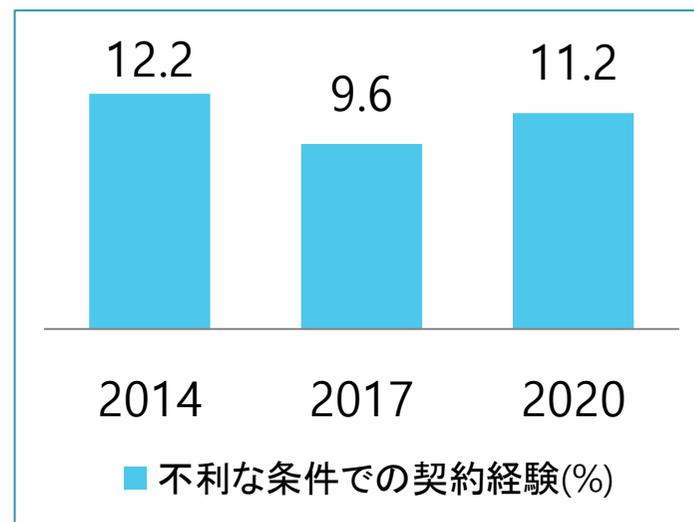
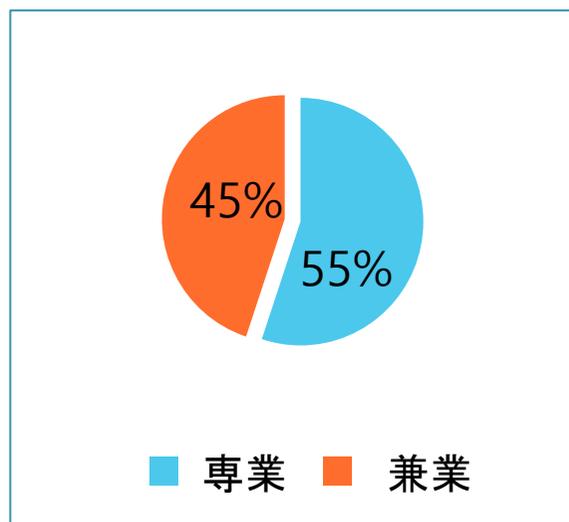
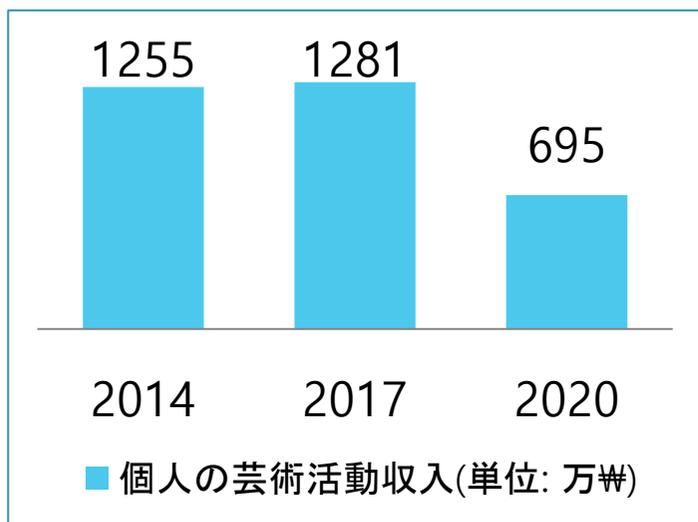
芸術家福祉政策実施の背景

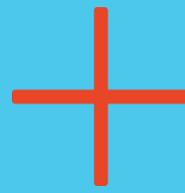
芸術界の努力

設立年度	機関名	主な事業	備考
1981	芸術家医療保険組合		現在廃止
1984	韓国映画福祉財団	ベテラン映画関係者に功労金支給、 名誉の殿堂事業	
1988	韓国放送演技者労働組合	団体協約(出演料等)、組合員福利厚生 (健康診断、療養所の運営など)	
2005	韓国演劇関係者福祉財団	健康診断、医療費支援、仕事斡旋(デリバリー演劇、演劇レクリエーション講師)、保育支援(大学路子どもの家)、演劇人材教育アカデミーなど	
2006	全国映画産業労働組合	賃金及び団体協約(トレーニングインセンティブ支給、 4大保険加入、標準契約書作成など)、教育及びキャン ペーン、映画関係者オンブズマン制度	2001「鳩の 巣」で導入
2007	専門ダンサー支援センター	傷害治療費支援、傷害予防、ダンサーズジョブ マーケット、職業転換アカデミー、ダンサーワ ンチーム祭など	

芸術家福祉政策実施の背景

韓国の芸術家の実態（芸術家実態調査）





韓国芸術家福祉財団の 芸術家福祉事業



芸術家福祉事業の理解

法的根拠：芸術家福祉法

芸術家福祉財団設立及び事業

(法 8 条) 芸術家福祉事業を効率的に遂行するために韓国芸術家福祉財団を設立する等

(法 10 条) 財団は次の各号の事業を遂行する '23.8.8. 改訂, '24.2.9. 施行

1. 芸術家の社会保障の拡大支援
2. 芸術家の職業安定、雇用創出及び職業転換の支援
3. ベテラン芸術家の生活安定支援など脆弱な芸術階層の福祉支援
- 3-2. 「障害芸術家文化芸術活動支援に関する法律」第3条第1号による障害芸術家の文化芸術活動のための福祉支援
4. 個人創作芸術家の福祉増進支援
5. 芸術家の福祉の実態及び勤労実態の調査・研究
6. 芸術家福祉金庫の管理運営
7. 芸術家共済事業の管理運営
8. 「芸術家の地位と権利の保障に関する法律」第2条第10号の各項目による芸術家人権侵害行為に対する被害相談及び法的支援
9. 芸術家の権益保護のための教育プログラムの運営
10. 芸術界のセクハラ、性的暴力の予防教育及び被害者救済支援
11. 政府から委託された事業
12. その他、芸術家の福祉増進のために大統領令で定められた事業

芸術家福祉事業拡大の流れ

主な沿革

2012

- ・ 財団設立、本格的な芸術家福祉政策開始（創作の礎など）

2014

- ・ 労災/雇用保険、カウンセリング、芸術家の子ども託児所1号店

2016

- ・ 芸術家パス、幸福住宅入居者資格確保

2017

- ・ 不公正行為通報相談センター、芸術家の子ども託児所2号店

2018

- ・ 芸術家性暴力被害通報相談センター開所

2019

- ・ 芸術家生活安全資金（融資）事業

2020

- ・ 芸術家雇用保険(義務)施行、託児所入所時芸術活動証明提出を認定

2021

- ・ 芸術家の地位と権利の保障に関する法律制定

2023

- ・ 第一次芸術家福祉政策基本計画発表

韓国芸術家福祉財団

韓国芸術家福祉財団の主な事業

芸術家の権利保護

芸術家の福祉支援

温かな福祉支援、心強い権利保障
幸せな芸術家

芸術活動継続

芸術家権利保護

芸術価値拡散

セーフティ
ネット構築

生活安定支援

- 芸術活動準備金
- 新進芸術家
芸術活動準備金

- 芸術家オンブズマン
制度
- 権利保護教育
- 芸術家カウンセリング
- 性暴力被害予防支援

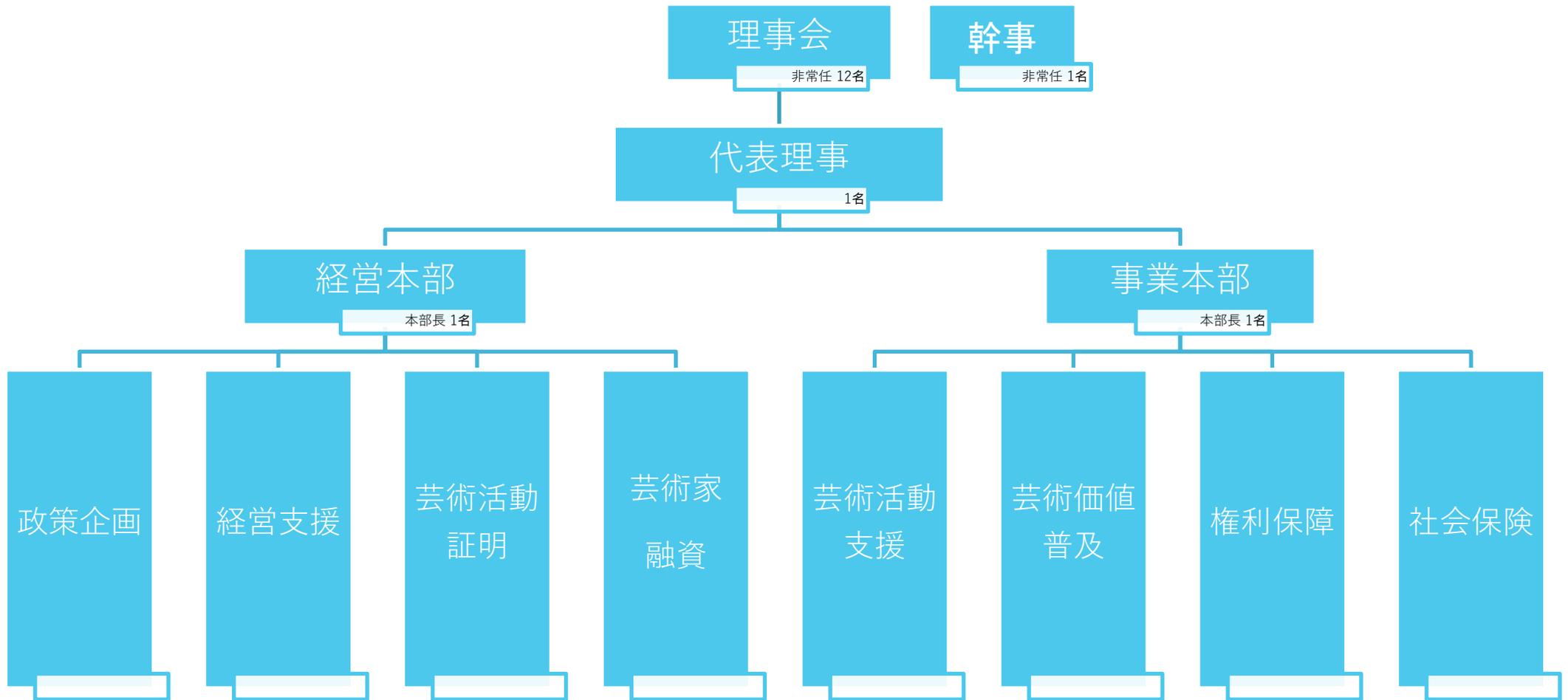
- 芸術家派遣支援
- 芸術家力量強化
教育

- 国民年金保険料支
援
- 労災保険加入支援
- 芸術家雇用保険案
内

- 芸術家生活安定
資金
- 子供保育支援
- 住居空間支援

韓国芸術家福祉財団

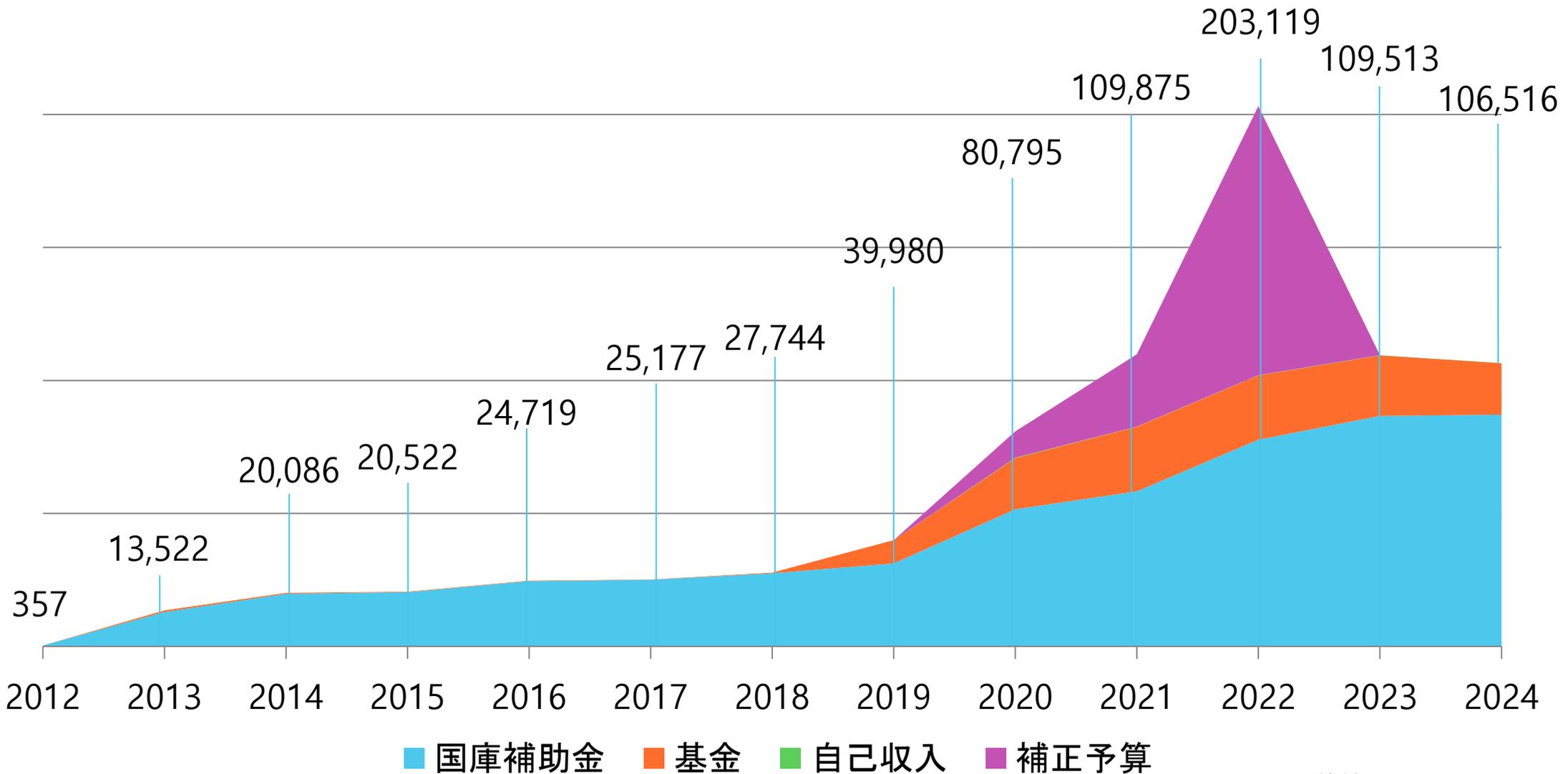
韓国芸術家福祉財団組織図



計75名 (定員45名、定員以外30名)

韓国芸術家福祉財団

予算の変化



芸術家福祉事業

韓国芸術家福祉財団の主な事業

1. 芸術活動準備金支援(旧創作準備金支援)

芸術家が芸術以外の要因により(経済的な要因など)創作活動を中断するような状況にならないよう、相対的に低いとされる芸術活動の収入に対して実質的な支援をすることで芸術活動を準備し継続できるように支援する

- **事業対象** • 芸術活動を準備中の芸術家
- **支援対象と申請資格** • 芸術活動証明を完了した芸術家
• 本事業の「1人世帯」の範囲に該当する人員の所得認定額×120%以内である芸術家
* 所得認定基準額(月) : 基準中位所得120%以内 (2024年基準 ₩2,674,134)
• 所得認定額社会保障情報システムを通じた申請者の所得・財産調査を通して算定
* 月額所得評価額(実際の所得) + 財団の所得換算額(一般財産、自動車、金融資産、高級資産)
- **選定方法** • 所得水準による配点及び追加配点(初回、ベテラン)等を合算、配点順に選定
• 障害芸術家：資格要件を満たした場合、**優先的に選定**
- **支援規模** • (一般) 1人当たり 300万ウォン、年間2万人
• (新進) 1人当たり200万ウォン(生涯 1回)、年間 3千人

芸術家福祉政策

韓国芸術家福祉財団の主な事業

2. 芸術家派遣支援(芸術路)

芸術家が自ら芸術的な介入を通して生産的な福祉を実現することで、社会的な役割と価値の拡散及び多様な芸術職務領域を開発し、芸術と社会の相互協力のもと創意的な社会基盤を築き上げる。

● 支援対象と活動内容

リーダー芸術家・参加芸術家

- 芸術活動証明完了芸術家

参加企業・機関・町

- 芸術家の価値を尊重し芸術を通じた課題解決、革新をもたらそうとする企業、機関、町

● 支援規模と内容

*協業事業基準

区分	リーダー芸術家	参加芸術家
支援規模	計980万ウォン(1人) - 活動期間(7ヶ月): 月 140万ウォン	計720万ウォン - 活動期間(6ヶ月): 月120万ウォン
支援内容	芸術協業活動機会とマッチング、推進に必要な活動費の支援 リーダー芸術家キャリア別(新規/既存)ワークショップ運営	

芸術家福祉政策

韓国芸術家福祉財団の主な事業

2. 芸術家派遣支援(芸術路)



組織文化改善

CJオリーブネット ワークス

系列社合併問題、コロナ問題などで停滞してしまった組織の雰囲気改善のために「コミュニケーション」をテーマにしたプログラム

広報・ブランディング

CGV全州

コロナで萎縮した映画館活性化のために小学生によるポップコーン容器装飾大会を実施し映画館内に展示

コンテンツ開発

仁川農業技術センター

農業を新たな視点で見つめるファームパーティー
— 農家とのトークコンサート、グッズ製作などを通して芸術と農業を融合

地域活性化

ネポギンドル村

村の生産品(ポップコーン)PRのための音楽(もろこしソング、ポップコーンソング)、村のスポット紹介のための音楽会開催

芸術家福祉政策

韓国芸術家福祉財団の主な事業

3. 芸術家オンブズマン制度

芸術家の芸術表現の自由を保障し、芸術家の職業的権利を保護するための制度

- **支援対象** ・「芸術家の地位と権利の保障に関する法律」(以下‘芸術家権利保障法’) 第2条10号“芸術家権利侵害行為”により被害を受けた芸術家・芸術団体または芸術家組合

権利侵害行為

- ア.芸術活動成果伝播(発信) 妨害行為(芸術家権利保障法第7条第2項)
- イ.芸術家支援事業における差別行為(芸術家権利保障法第8条第2項)
- ウ.芸術家支援事業の公正性を侵害する行為(芸術家権利保障法第9条)
- エ.不公正行為(芸術家権利保障法第13条)
- オ.芸術家組合活動妨害行為(芸術家権利保障法第14条第4項)

不公正行為

1. 優越的地位を利用して芸術家に不公正な契約条件を強要したり契約条件と異なる活動を強要する行為
2. 芸術家への適切な収益配分を拒否・遅延・制限する行為
3. 不当に芸術家の活動を妨害したり指示、干渉する行為
4. 契約過程で知り得た芸術家の情報を不当に利用したり第三者に提供する行為
5. その他、不正な方法で芸術家が不利となる取引条件を設定したり変更する行為、またその実施過程で不利益を与える行為

芸術家福祉政策

韓国芸術家福祉財団の主な事業

4. 芸術家労災保険

業務中の疾病、傷害等から労働者を保護するために国が運営する義務保険で、職業として芸術活動を行う芸術家であれば誰でも労災保険に加入することができるようにした

- 支援内容
 - ・労災保険事務代行：加入相談及び加入代行、情報変更など
 - ・保険料支援：等級によって納付保険料の50%～90%支援

5. 芸術家国民年金保険料支援

文化芸術団体（事業者）と芸術家の国民年金保険料の一部を支援
芸術職業群の社会保険編入及び維持に貢献し中長期的な福祉処遇を改善
また芸術家の人権保護のために標準契約書使用及び普及を活性化させ公正な契約締結文化を確立

- 支援内容
 - ・芸術活動に対する標準契約締結期間中に納付した国民年金保険料の30%を支援
 - ・フリーの芸術家が＜標準契約教育＞を履修した場合、保険料の50%を支援（最大3ヶ月）

芸術家福祉政策

韓国芸術家福祉財団の主な事業

6. 芸術家生活安定資金（融資）

既存の一般的な金融サービスを活用することができない芸術家の創作環境改善と生活基盤を支えるための低金利融資制度

- 支援対象 ・ 融資申請日基準で芸術活動証明を有する芸術家
- 支援内容 ・ 生活安定資金融資: 医療費、両親の介護費、結婚資金、緊急生活資金などのために最大700万ウォン（緊急生活資金500万ウォン）融資、貸付金利2.5%
・ チョンセ資金融資: 住居用不動産チョンセ資金に対して最大1億ウォン(貸借補償金の80%以内)融資、貸付金利1.95%

7. 芸術家住居空間支援

韓国土地住宅公社と協力して時価の50%以下で居住できる芸術家特化型賃貸住宅支援

- 支援対象 ・ 国土交通部で定めた賃貸住宅供給対象基準を満たす芸術家 (所得/資産基準)
- 支援内容 ・ ソウル市内1ヶ所(60世帯)運営中、年内に1箇所追加(96世帯) プチョン青年芸術家住宅 850世帯/19~39歳
・ 居住芸術家を対象にコミュニティ・プログラムを運営

芸術家福祉政策

韓国芸術家福祉財団の主な事業

8. 芸術活動証明

芸術家の職業的地位と権利を法的に保護するために<芸術家福祉法>に準拠し、
芸術を生業として活動しているかどうかを確認する制度

● 事業目的

- <芸術家福祉法>に準拠し芸術活動を生業にして活動しているかどうかを確認し、芸術家の職業的地位と権利を法的に保護

● 資格条件

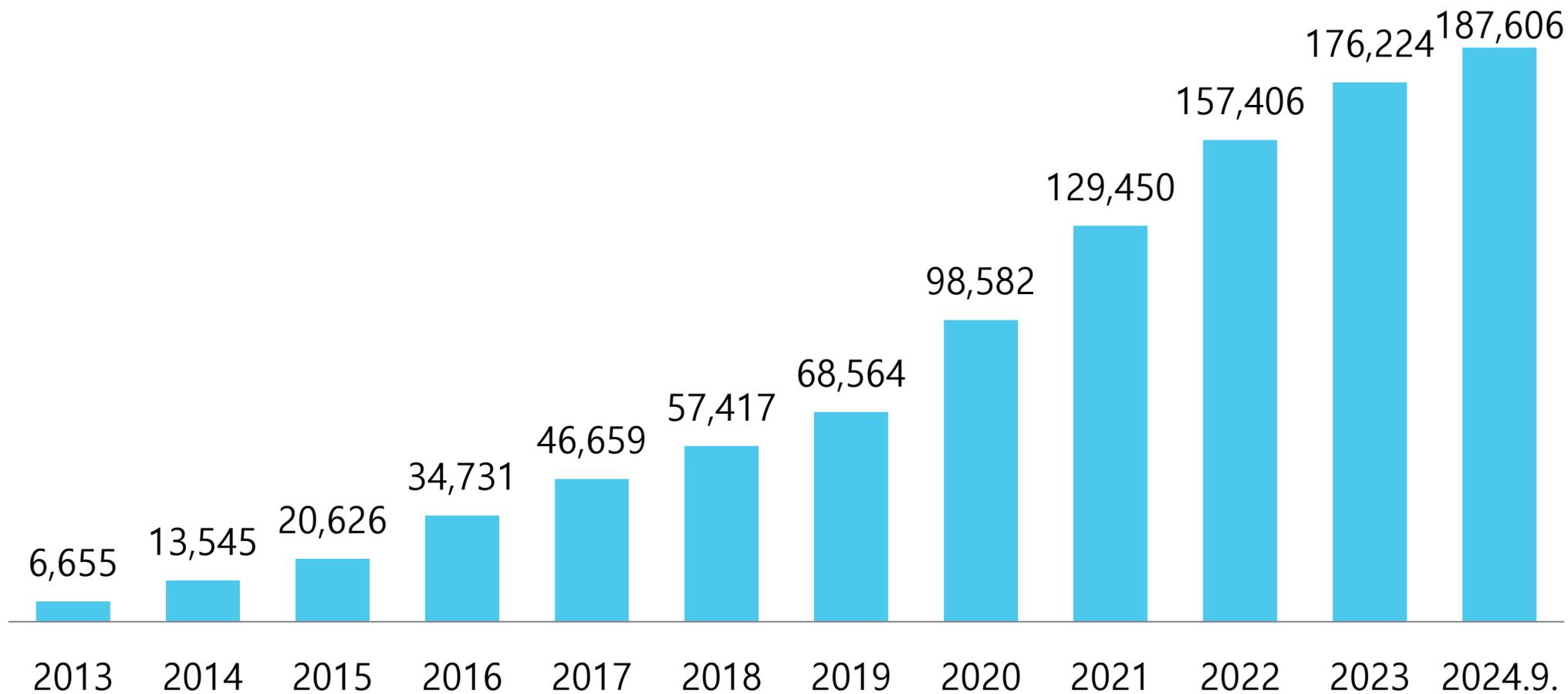
- 11の芸術分野(文学、美術、写真、建築、音楽、国楽、舞踊、演劇、映画、演芸、漫画)で創作、実演、技術支援及び企画の形態で芸術創作活動を行っている職業芸術家
- 直近の一定期間 ①公開発表された芸術活動 ②芸術活動で得た収入を証明 ③審議委員会の審議によってまたそれに準ずる芸術活動を展開してきたことを証明できる芸術家(ベテラン、活動休眠など)

”文化芸術”の定義(文化芸術振興法第2条)

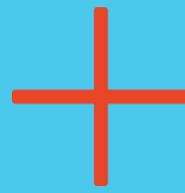
“文化芸術”とは、文学、美術(応用美術を含む)、音楽、舞踊、演劇、映画、演芸、国楽、写真、建築、語文、出版、漫画、ゲーム、アニメーション及びミュージカルなど知的、精神的、耽美的鑑賞と意味の疎通を目的に個人または集団が自身または他人の印象、見聞、経験等に基づいて遂行した創意的表現活動とその成果物を指す。

芸術家福祉政策実施の結果

芸術活動証明完了者の現況



■ 累積完了者



終わりに



芸術家福祉政策実施の結果

韓国芸術家の地位 (2024年現在)

労働者

事業主 50% 本人 50%

事業主 50% 本人 50%

事業主 100%

事業主 50% 本人 50%

社会福祉制度

健康保険
(+長期療養含む)

国民年金

労災保険

雇用保険

芸術家(フリーランス)

本人 100%(地域加入者)

保険料 50% 支援

保険料 50~90% 支援

事業主 50% 本人 50%

57. 公正で死角のない芸術家支援体系の確立

課題目標

- 芸術の独立性・自律性の保障と同時に公正で責任ある芸術支援体系の構築
- 死角のない芸術家福祉セーフティネット強化と芸術産業の未来の競争力を再考

主な内容

- **(公正にカスタマイズされた芸術支援)** 芸術家の定義と活動証明制度の改善、複数年(3年以上)支援をあらゆるジャンルに拡大、文化芸術の創作・享受空間の造成
 - 音楽、舞踊などジャンル別の専用劇場、複合文化芸術空間造成及び地域文芸会館活性化、青年芸術家の生涯初・経歴の途切れ～継続支援拡大、専門・新進芸術家を対象にした創作準備資金の支援拡大
- **(芸術産業の競争力再考)** 文化芸術人材の体系的な養成、公演市場の育成及び文学韓流の基盤造成、芸術企業の創業段階別グローバル跳躍支援
- **(芸術家福祉セーフティネット強化)** 芸術家雇用保険加入者拡大、労災保険適用範囲拡大、低所得脆弱芸術家層の国民年金支援強化、芸術家公共賃貸住宅提供
- **(障害芸術活性化)** 障害芸術家専用劇場、展示会場造成、国公立公演・展示場における障害芸術家公演・展示の活性化、障害芸術家作品の優先購買及び国際交流活性化支援